# 文書消費生活相談申込書

下記の内容を記入し、「川崎市消費者行政センター」へ FAX 又は郵送してください。

※□は「☑」のようにチェ	ックをいれてください。
1.お名前 (フリガナ) (必須)	( )
2.性別 (必須)	□男性 □女性 □その他 □回答しない
3.年齢 (必須)	
4.職業 (必須)	□給与生活者 □自営業 □家事 □学生 □無職 □その他( )
5.在住・在勤・在学 (必須)	□川崎市在住  □川崎市在勤  □川崎市在学
6.自宅・勤務先・通学先の所 在地 (必須)	□川崎区 □幸区 □中原区 □高津区 □宮前区 □多摩区 □麻生区
7.住所 (「郵送」による回答希望 の方は必須)	〒
8.商品・役務名 ( <u>必須</u> )	具体的な商品名・サービス名を記入してください。
9.事業者名(必須)	会社名・店名等を記入してください。
10.契約(購入)方法(必須)	□店舗販売 □訪問販売 □通信販売 □電話勧誘(電話で契約・購入) □その他( )
11.契約(購入)日 (必須)	年 月 日(購入日、契約日、注文日、申込日など)
12.契約(購入)金額(必須)	円
13.支払状況 (必須)	□未払い □全額支払い済み □一部支払い済み
14.支払済みの金額	円
15.支払方法 (必須)	□現金 □クレジットカード □その他( )
16.商品受け取りの有無 (必須)	□有 □無 ※商品受け取りが関係ない場合は「無」を選択してください。
17.商品受け取り日	年 月 日 ※これから受け取る場合は予定日
18.具体的な相談内容 (必須)	いつ・どこで、何を、どのように契約(購入)しましたか。 どのような解決を希望しますか。できるだけ詳しく記入してください。
※記入欄のスペースが不足する場合は、恐れ入りますが他の用紙をご利用ください。	
19.希望する回答方法 (必 <b>須</b> )	※「電話」による回答を希望された場合、電話が繋がらない時には、一度だけ再度お電話をいたします。それでも繋がらない場合は、こちらからお電話はいたしませんので、相談受付時間内にご連絡ください。 ※「FAX」又は「郵送」による回答を希望された場合でも、記入された内容では詳細が分からず適切な助言ができない等判断した時は、「電話」による回答をさせていただく場合

	□「電話」による回答(事業者への連絡を希望する方はこちら)	
	□「FAX」による回答 □「郵送」による回答	
	□ 回答を希望しない(情報提供として承ります)	
20.電話番号 (必須)	電話番号 ( )	
21.電話の希望時間帯 (「電	平日午前9時から午後4時までの間で、当センターからお電話を差し上げるのに都合良い時間帯を選択してください。	の
話」による回答希望の方は必須)	□午前(9 時~12 時) □午後(12 時~16 時) □どちらでも良い	
22.FAX番号(「 <b>FAX</b> 」による	FAX番号( )	
回答希望の方は必須)	1 11 11 H /J (	

#### 【相談に関する注意事項】

#### ●相談範囲

- ・川崎市内に在住・在勤・在学している消費者(契約当事者)が対象です。
- ※匿名での相談は御遠慮ください。
- ・消費者と事業者間の売買・契約に関するトラブルや問合せを受付けます。
- ・事業者の方からの、事業上の取引に関する御相談はお受けしていません。
- ・慰謝料や損害賠償金などに関する御相談(金額の妥当性や算定等)はお受けできません。
- ・既に当センターに御相談している内容については、電話にて御連絡ください。
- ※来所相談は事前予約制です。

## ●回答方法

- ・回答方法は「電話」、「FAX」、「郵送」もしくは「回答を希望しない」のいずれかを選択できます。
- ・回答は受付けた順番で行います。
- ※土・日・祝日、年末年始(12月29日~1月3日)に送られた御相談は、休み明けに順次受付します。 ※「回答を希望しない」を選択された場合は情報提供として承ります。

## 「電話」による回答

- ・御指定の時間帯に電話いたします。(相談を受付けた当日又は翌日以降)特定の時間を指定することはできません。
- ・電話がつながらない場合には、一度だけ再度お電話をいたします。それでもつながらない場合は、こちらからお電話はいたしませんので、相談をご希望であれば、相談受付時間内にご連絡ください。
- ・必要に応じてあっせん(事業者との間に入って話し合いを取り持つこと)を行う場合があります。 ※ あっせんを行う場合、契約当事者から直接お話を伺う必要があります。

## 「FAX」又は「郵送」による回答

- ・「FAX」による回答は受付後5日間程度、「郵送」による回答は受付後10日間程度要します。(土日祝・ 年末年始の閉庁期間を除く)
- ・「FAX」又は「郵送」による回答は、寄せられた相談内容を基に示す一般的な見解となります。 また、解決を保証するものではありません。
- ・「FAX」又は「郵送」による回答を希望された場合でも、記入された内容では詳細がわからず適切な助言ができない等と判断したときは、「電話」による回答をさせていただく場合があります。
- ※回答は1回限りで、あっせん(事業者への事実確認含む)は行いません。
- ※事業者へ連絡をしてほしいなど、センターが間に入っての解決を希望する場合、クーリング・オフなどお急ぎの場合には、「電話による回答」を選択してください。

川崎市消費者行政センター

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-8-9 川崎御幸ビル 5 階

電 話:044-200-3030 (相談専用)

FAX : 044-244-6099

(月曜日~金曜日 9:00~16:00) ※金曜日は19時まで時間延長(電話のみ対応)

(土曜日 10:00~16:00) ※土曜日は終日電話のみ対応

※日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除きます。

※来所をご希望の方は事前に電話でご予約下さい。